

中国新法規速報 (2020年3月号)

第1、2020年2月に新たに公布された重要規定の概要

2020年2月に公布された外商投資企業の生産経営に比較的大きな影響を及ぼす可能性のある新規定の具体的内容を以下の表に整理している。

1. 新型コロナウイルス肺炎の感染予防管理に関する規定

番号	規定名称	公布機関	公布日	内容紹介
1	新型コロナウイルス肺炎感染に積極的に対応し、外資企業のサービス及び外資企業誘致業務の強化に関する通知	商務部弁公庁	2020年2月7日	主に外資企業の秩序正しい正常な生産経営の再開を援助し、外資の大規模プロジェクトのサービス保障等を強化し、予防管理期間中の外資企業サービス及び外資企業誘致業務の強化事項に対し説明している。
2	業務再開・生産再開支援10条	市場品質監督管理総局、国家薬品監督局、国家知的財産権局	2020年2月15日	3部門共同での公布。機能を十分発揮し、企業が業務再開・生産再開する中で直面する実際問題の解決として、ネット上での登記申請処理、告知・承諾の実施、行政許可の省略が許される緊急対応の確立、行政許可期間の延長等、10条の政策措置が発表された。
3	新型コロナウイルス肺炎に対応し、対外貿易の安定、外資の安定、消費促進業務に関する通知	商務部	2020年2月18日	注目すべき点は、対外貿易経済管理手続を簡略化したことで、企業がペーパーレスで輸出入許可証書を取得できるようにし、技術輸出入契約の登記申請のペーパーレス化を推進し、対外投資届出(審査)のペーパーレス管理等の現実的措置の実施が加速されることである。
4	企業の社会保険料の段階的減免に関する通知	人力資源社会保障部、財政部、	2020年2月20日	2020年2月から中小零細企業に対して社会保険(三項目)の単位の支払い部分が免除される。免除期間は5か月を超えない。大企

		国家稅務總局		業等その他の保險加入單位（公的機關單位を含まない）に対して社會保險（三項目）の單位の支払い部分の半分を免除することができ、免除期間は3か月を超えない。
5	企業及び公的機關の業務・生産再開の感染予防管理措置ガイドライン	國務院	2020年2月21日	本ガイドラインは、主に従業員の健康測定強化、業務場所の予防・管理の徹底、従業員への個人防護の指導、異常状況への対応の徹底の4つの方面から企業の業務再開を調整している。
6	防疫業務の徹底実施を前提とした商務領域企業の秩序ある業務再開・生産再開に関する通知	商務部	2020年2月23日	本通知では、主に感染予防管理及び企業の業務再開・生産再開の2つの面から生活サービス、外資、對外貿易、eコマース領域企業の業務再開調整について説明している。

2. その他の関連規定

番号	規定名称	公布機關	公布日	内容紹介
1	中華人民共和國証券法 (2019改正)	全國人民代表大會常務委員會	2019年12月28日 (2020年3月1日施行)	<p>今回の《証券法》改正では主に以下の点が注目される。</p> <p>①証券の定義を相対的に拡大</p> <p>資産証券化及び資産管理業務において発行される資産担保証券及び各種資産管理プロダクトは、性質上証券に類似しているものの、旧《証券法》では管理監督範囲に含まれていなかった。しかし、今回の《証券法》改正により、國務院が証券法の原則の範囲内においてこれら2つの業務に特化した専門規定を制定することを授權している。</p> <p>②登録制の全面推進</p> <p>《証券法》改正により、登録制をすべての証券公開発行行為に全面適用させることとな</p>

				<p>った。《証券法》第9条第1項では、「証券の公开发行については、必ず法律、行政法規が定める条件を満たし、かつ、法により国务院証券監督管理機構又は国务院が授権した部門に登録しなければならない。法に従った登録をせずに、いかなる単位及び個人も証券の公开发行を行ってはならない。証券発行登録制の具体的範囲、実施手順については、国务院が規定する」と定められている。</p> <p>③投資者保護水準の引上げ</p> <p>改正《証券法》は、「投資者保護」の章を新設し、投資者保護水準を大幅に引き上げた。その中には、投資者の妥当性制度及び証券代表者訴訟制度が定められている。</p> <p>④違法行為に対する懲罰強化</p> <p>改正《証券法》の「法律責任」の章から、改正《証券法》が違法行為の処罰水準を大幅に引き上げたことが見て取れる。罰金額も大幅に引き上げられ、懲罰倍数は従来の1-5倍から1-10倍へと引き上げられた。</p>
2	改正証券法の徹底実施に関する業務の通知	国务院弁公庁	2020年2月29日	<p>本通知は、証券公开发行登録制の着実な推進、法による違法な証券犯罪行為の処罰、投資者の適法な權益保護の強化を含む5つの面から、改正証券法を着実に実施するための細則を定めている。</p>

第2、新型コロナウイルス肺炎による契約履行への影響

新型コロナウイルス肺炎（以下「新型肺炎」）の流行及びその予防措置は、企業の生産・経営を含む各方面に影響をもたらしている。企業が最も関心を持つ新型肺炎による契約履行への影響について、以下のとおり整理・分析する。

1. 新型肺炎の流行により契約を履行することができなかつたことが不可抗力として認定されるか否かについて

《民法総則》第180条は、不可抗力とは、予見不可能、回避不可能、かつ克服不可能な客観的状況を指すと定める。不可抗力要件は、主観的要件である「予見不可能」、客観的要件である「回避不可能」及び「克服不可能」により構成される。

2020年2月10日、全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会の報道官で研究室主任である臧鉄偉は、現在中国では新型コロナウイルス肺炎による突発公共衛生事件が発生し、公衆の健康を保護するため、政府も相応の流行予防措置を講じており、これにより契約を履行することができなかつた当事者からすれば、予見不可能、回避不可能、克服不可能な不可抗力に属すると述べている。

2020年2月17日の《上海高院の新型肺炎流行にかかる案件の法律適用問題に関するシリーズ問答(二)》では、「《中華人民共和國民法総則》第180条及び《中華人民共和國契約法》第117条の規定に基づき、新型肺炎流行が突発公共衛生事件と認定された後、市民の身体・健康及び生命の安全を保護するため、政府及び関連部門は、相応の流行予防措置を講じた。これによって契約を履行することができなかつた場合、又は適時に権利行使することができなかつた場合には、新型肺炎の流行は、予見不可能、回避不可能かつ克服不可能な不可抗力と認定すべきである。」と記載されている。

2020年2月13日、浙江省高級人民法院民事審判二庭が公布した《新型肺炎流行に関する商事紛争の審理に関する若干問題の回答》では、「2020年1月20日、国家衛生健康委員会は、新型肺炎を《伝染病防治法》が定める乙類伝染病に盛り込み、かつ、甲類伝染病の予防、管理措置を講じると発表・公告した。1月30日、世界保健機関(WHO)は、新型肺炎の流行を「国際的に懸念される突発公共衛生事件」と宣言した。各地方政府も行政強制力を有する予防管理措置を講じた。これにより契約を履行することができない当事者にとっては、《民法総則》及び《契約法》が定める予見不可能、回避不可能かつ克服不可能な不可抗力である。」と記載されている。

2020年2月26日の《江蘇省高級人民法院民事審判第1庭の新型肺炎流行に関する民事法律紛争の規範に関する指導意見》では、「流行が発生する前に締結した契約について、新型肺炎の流行により契約の約定に基づく履行をすることができなかつた非金銭債務の債務者が不可抗力免責を主張した場合には、新型肺炎流行が契約の履行に及ぼした影響に応じて、債務者の責任を全部又は一部免除すべきである。」と記載されている。

以上より、新型肺炎流行が突発公共衛生事件と認定されて以降、政府及び関連部門が相応の流行予防管理措置を講じたことにより契約を履行することができなかつた場合、又は適時に権利を行使することができなかつた場合には、一般に不可抗力と認定されることができる。《契約法》の規定によると、不可抗力により契約を履行することができない場合には、不可抗力の影響に応じて、一部又は全部の責任を免除するが、別途法律に規定がある場合は除くと定めている。また、当事者の一方が不可抗力により契約を履行することができない場合には、適時に相手当事者に通知して相手当事者が受ける恐れのある損害を軽減し、かつ、合理的期間内に証明書を提供しなければならないと定めている。

2. 企業として考えられる対応

上記規定に基づき、企業は自己の状況を踏まえ、新型肺炎の影響が企業の契約履行に及ぼす影響の程度等を予想した上で、速やかに対応して法的リスクを下げ、可能な限り損害を回避することが望ましい。

(1) 供給側当事者（サービス提供側当事者）であり、新型肺炎流行により契約を適時に履行することができない場合

供給側当事者（サービス提供側当事者）であり、新型肺炎の流行により契約に従った製品又はサービス提供を行うことができないときは、直ちに損害減少措置を講じるべきであり、まずは、相手当事者と連絡をとり、履行の延期、履行方法の変更等を協議することが望まれる。注意すべきは、法は、不可抗力の影響を受けた当事者が契約を履行することができない場合には、適時に相手方に通知し、かつ、合理的期間内に証明書を提出しなければならないと定めていることである。したがって、企業は、速やかに相手当事者に通知を発し（契約で通知期間を定めている場合には、当該期間内に発ししなければならない。）、かつ、通知義務を履行したことを示す書面証拠を残さなければならない。また、相手当事者に対し、新型肺炎の流行により契約を履行することができないことの証明書も提供する必要がある。これには、政府部門等による流行予防措置（例えば、業務再開の延期、道路封鎖等）の通知、公告、命令等が含まれる。渉外商事契約であれば、現地の貿易促進委員会に権威ある不可抗力証明文書の申請を行うことで、相手当事者が理解・承認する可能性を高めることも考えられる。企業が上記通知と証明義務を適切に果たしたのであれば、新型肺炎の流行又はその流行予防管理措置による不履行、履行遅滞について、企業は、相応の免責を主張することができる。

(2) 調達側当事者（サービスを受ける側の当事者）であり、相手当事者が新型肺炎により契約を履行することができない場合

調達側当事者（サービスを受ける側の当事者）は、新型肺炎流行が発生した後、まずは自社の履行中の契約を把握した上で、相手当事者が新型肺炎の影響により契約を履行することができず、又は履行が遅れ、履行の延期、金額の調整等の契約変更を要求してきた場合、又は契約の解除を要求してきた場合には、自己の商業利益、商業リスク等を踏まえた判断を迫られることになる。相手当事者の提案が自社の利益になる場合には（例えば、相手方が履行の延期又は解約について合理的な補償をすることに同意した場合）、かかる提案に応じて構わない。しかし、自社の利益にならないと判断する場合には、法的観点から相手方の行為が適法か否かを判断する必要がある。例えば、新型肺炎流行が相手当事者が契約を履行することのできない直接の原因となっているか否か、新型肺炎流行が相手当事者の履行遅滞の後に生じたものなのか否か、相手当事者が適時に不可抗力の通知と証明書を発行したか否か等が挙げられる。相手当事者の契約変更又は契約解除に同意することができないと最終的に判断した場合には、その旨を適時に相手当事者に通知し、かつ、訴訟の可能性を踏まえた準備を進め、相応の証拠を収集する必要がある。また、損害の拡大を最大限減少・回避する措置をとる必要がある。この外にも、相手当事者が契約を履行することができないことが確実に見込まれる場合には、速やかに新たな供給元

(新たなサービス側提供者)となる事業者を探して代替案の可能性を模索し、企業の損害を最小限にする必要がある。

(3) 契約当事者以外の第三者が新型コロナウイルス流行の影響を受けたことにより契約当事者の一方が契約を履行することができない場合

契約当事者以外の第三者が新型コロナウイルス流行の影響を受け、これによって契約当事者の一方が契約を履行することができない場合については、《契約法》第121条が「第三者の原因により当事者の一方が契約に違反した場合には、相手当事者に対し違約責任を負わなければならない。当事者の一方及び第三者との間の紛争については、法律の規定又は約定により解決する。」と定めている。これにより、一般的には、契約の相対性により、第三者の原因によって供給当事者(サービス提供当事者)が契約を履行することができない場合でも、供給側当事者(サービス提供側当事者)は依然として相手当事者に対し違約責任を負うことになる。ただし、第三者が新型コロナウイルスの影響により物品又はサービスを提供することができない場合で、かつ、その物品又はサービスが代替不可能であり、供給側当事者(サービス提供側当事者)はその他の方法により供給を受けることができない場合には、一般に供給側当事者(サービス提供側当事者)は不可抗力を主張することができると考えられている。この場合、双方当事者は協議によって解決を目指すことになり、発生した損害については、双方当事者の協議により分担することになる。他方、供給側当事者(サービス提供側当事者)が他のルートから代替となる物品又はサービスを取得することができた場合には、供給当事者(サービス提供側当事者)は、原則として不可抗力を主張することはできず、なお契約の約定に従った履行を提供しなければならない。

(4) 企業はどのようにして新型コロナウイルス肺炎に関する不可抗力証明書を手に入れることができるか。

国内取引については、企業は、新型コロナウイルス流行の事実について必ずしも専門的な第三者機関が発行する証明書を取得する必要はないが、新型コロナウイルス流行によって契約を履行することができないことを証明する証拠—例えば、(1)関連政府部門が新型コロナウイルス流行により公布した行政措置又は行政命令(業務再開の延期、生産変更、物資徴収等)、(2)従業員が「新型コロナウイルス」患者又はその疑いがあり隔離観察されている場合には、入院証明、診断証、退院証明及び隔離観察の関連証明等—を自ら収集しなければならない。

国際取引については、国際貿易慣習及び中国国務院が可決した《中国国際貿易促進委員会定款》に基づき、中国国際貿易促進委員会(「CCPIT」)は、国際貿易契約の履行について、中国企業の申請に応じて不可抗力証明書を発行することができる。独立した第三者の立場から CCPIT が発行した不可抗力に関する事実性証明は、全世界の 200 以上の国家及び地域の政府、税関、商業会議所及び企業から受け入れられており、国外でも相応の証明力を有する。

もともと、国内取引又は国際取引かを問わず、契約書の中で不可抗力証明書の発行機関を明確に定めている場合には、企業は当該約定に従い所定機関に証明書の発行申請をしなければならないことに留意する必要がある。

CCPIT の具体的な申請ガイドラインは以下のとおりである。

申請窓口	http://www.rzccpit.com/ CCPIT のオンライン認証プラットフォーム (上記 URL) に登録・ログインし、関連情報を入力後、証明書の申請を行う。
申請の流れ	<ol style="list-style-type: none"> 1. オンライン認証プラットフォームでアカウント登録し、配送機関の情報を入力し、企業情報と紐付ける。 2. 「商事証明書」をクリックし、「新型コロナウイルス流行事実性証明」(原文：新冠疫情事実性証明) を選択する。企業、消費国名称等の情報を記入し、証明書を翻訳するか否かを選択する。 3. 認証類型としては「新型コロナウイルス肺炎の流行事実証明書」(原文：新冠冠状病毒疫情事实证明书) を選択し、CCPIT 会の審査のための証拠資料 (PDF 形式) をアップロードする。 4. 審査に通過した後は、CCPIT が事実証明書を企業に発送する。
申請期間	申請時には、以下から期間を選ぶことができる。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 「急件」(発行まで 2～3 営業日) 2. 「平件」(発行まで 5 営業日) 3. 「立等」(発行まで 1 営業日)
企業が提出しなければならない証拠資料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 企業所在地の政府、機関が発行した証明／公告 2. 陸・海・空に関する運送・空輸の遅延、取消等の通知／証明 (あれば) 3. 貨物輸出売買契約、貨物運送引受契約、貨物運送代理契約、通関書類等 4. その他提供可能な資料
費用	数百元前後。具体的には各地の分会が定める金額による。
オフライン方法	CCPIT のオンライン認証プラットフォーム上でのオンライン申請の外、企業は、電話等の方法をとって地方の CCPIT 分会と連絡をとることも可能であり、書面送付、電子メール等の送信等により申請文書及び証拠資料を提出し、関連証明の申請を行うことができる。
証明書の内容	現在、各地の分支機関が企業へのサポートとして発行することができる証明書には、以下の 3 つのテンプレートがある。 テンプレート 1

XXX (市級以上の政府機関) が発行した XX 証明 (文書名) により、X (某地) は 2020年X月X日—2020年X月X日に「新型コロナウイルス肺炎」の影響を受け、これが事実であることをここに証明する。

テンプレート 2

国務院弁公庁が公布した《国務院弁公庁の 2020 年春節休暇期間の延長に関する通知》に基づき、2020 年春節休暇期間を 2 月 2 日 (旧暦正月 9 日目、日曜日) まで延長し、2 月 3 日 (月曜日) より通常勤務を開始したことをここに証明する。

テンプレート 3

2020 年 1 月 28 日広東省人民政府が公布した《広東省人民政府の企業業務再開及び学校始業期間に関する通知》により、当該行政区域内の各種企業の業務再開期間が 2020 年 2 月 9 日 24 時以降となったことを証明する。

企業は、実際の必要に応じて証明書の内容を決定することができ、上記内容では足りない場合には、各地の CCPIT 分会の担当者と連絡・確認することができる。突発事件であるために、一部の企業の具体的要求が現在の CCPIT の証明範囲を超えることも避けられない。まずは証明書に求める内容をドラフトした上で企業が直面している具体的状況を説明し、現時点で把握している証拠リストを提供することが望ましい。

以上